

緊急事態宣言 延長！ 今一度責任ある行動を！

兵庫県への緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

県内の新規感染者数は、依然として連日一日300人以上、一週間平均約400人と多数に達し、このため、入院できない自宅での待機者が1,500人台に上るなど医療提供体制のひっ迫が続き通常医療にも影響が及んでいます。

これ以上の感染拡大を阻止し収束させていくためにも、今一度、「発生させない」との強い自覚を持って、次の責任ある取組の徹底をお願いします

事業者の皆様へ

1. 飲食店等での対策の徹底

- 酒類の提供及びカラオケ設備の利用を禁止してください。
- 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は、5時から20時までの営業をお願いします。
- 利用者による飲食店等への酒類持ち込みは禁止してください。
- コンビニ等の店先や路上等での飲酒禁止の呼びかけをお願いします。
- 飲食店等では、感染対策の徹底をお願いします。
アクリル板設置又は適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨

2. 人流の抑制対策

- 多数の人が利用する大規模店舗など一定の集客施設は、土日休業と平日19時までの時短営業へのご協力をお願いします。
- イベントや催物等の開催は、5,000人以下かつ収容率50%以内とし、21時までの営業をお願いします。

3. 職場・施設等での対策の徹底

- 各職場や施設等での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など感染対策の徹底をお願いします。
- 高齢者施設では、職員等の積極的なPCR検査を実施してください。
- 従業員等に対し、友人等グループでの自宅での飲み会(宅飲み)や懇親会等の会食を行わないよう徹底してください。

4. 出勤者7割削減の推進

- 出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議等の推進をお願いします。

令和3年5月10日

兵庫県知事

井戸敏三